

○ 総務省
国土交通省 告示第 号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第五項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更し、平成二十七年八月二十七日から適用することとしたので、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

国土交通大臣 太田 昭宏

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成二十六年 総務省 告示第一号）の
国土交通省

一部を次のように変更する。

前文中「自治体」を「地方公共団体」に改める。

二1(4)中「取り組み」を「取組」に改める。

三1(7)中「確保しつつ」の下に「、公共交通の利便性及び効率性の向上を双方のバランスを取りつつ図ることで公共交通網の持続可能性を向上させることを念頭に置いて、実施することとする。この場合において、当該事業を実施する区域内の既存の公共交通サービスについて、路線、運行回数・時刻、運賃、乗継ぎ、情報提供等のサービス内容を具体的かつ網羅的に検証し、公共交通網の面的な再構築を行うことが必要となる。具体的には」を、「導入等を」の下に「組み合わせつつ」を加え、「図っていくことが期待される」を「公共交通網の再構築を図っていくことが期待される。また、地域公共交通再編事業を実施する区域においては、当該事業の実施期間中、実施主体たる公共交通事業者、地方公共団体等は、再編実施計画に基づき、原則として、再編により実現した路線、運行回数、運賃等と内容とする公共交通サービスを持続的に提供していくことが求められる」に改める。

六1(1)①中「高めていくこととする。」の次に次の二段落を加える。

また、国は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号に規定する出資及び貸付けを活用して、公共交通事業者が、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生のための取組を行う際には、その取組が適切に進められるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構並びに関係する地方公共団体及び民間事業者の連携の強化に努めることとする。

その際、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、国並びに関係する地方公共団

体及び公共交通事業者等と連携しつつ、民業補完性や当該取組の中長期における収益性の確保等が図られるよう、十分な体制を構築して出資及び貸付けを実施することとする。

